

個別注記表

令和7年4月1日から
令和8年3月31日まで

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

法人税法の規定に基づく定率法又は旧定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（付属設備を除く）及び平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物・構築物	10年～50年
工具、器具及び備品	3年～8年

2. リース資産の会計処理

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の不動産に係るリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当期負担額を計上しております。

4. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。

5. 税効果会計の適用

法人税、住民税及び事業税について税効果会計を適用しております。